

第8章 その他

1 対象事業に係る許認可等の種類、環境配慮計画書の作成者及び業務受託者、事業内容等に関する問合せ窓口等

(1) 対象事業に係る許認可等の種類

対象事業に係る主な許認可等の種類は、表8-1に示すとおりである。

表8-1 対象事業に係る主な許認可等の種類

根拠法令	許認可等の種類
建築基準法第18条第2項	計画通知
建築基準法第59条の2第2項	総合設計の許可
都市計画法第29条第1項	開発行為の許可
川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第12章の2	建築物環境配慮制度に関する届出
景観法第16条第1項 川崎市都市景観条例第13条	景観計画区域内の行為の制限に関する届出
都市計画法第65条第1項	都市計画事業（京浜急行大師線）地内の建築物の建築の許可

(2) 環境配慮計画書の作成者及び業務受託者

【環境配慮計画書の作成者】

名称：川崎市

代表者：川崎市長 福田 紀彦

住所：川崎市川崎区宮本町1番地

【業務受託者】

名称：株式会社ポリテック・エイディディ

代表者：代表取締役社長 山口 信逸

住所：東京都中央区新富一丁目18番8号

(3) 事業内容等に関する問合せ窓口等

窓口：川崎市総務局本庁舎等建替準備室※

住所：川崎市川崎区東田町5番地4

電話：044-200-0281

※平成28年4月1日の組織改正に伴い、「川崎市総務企画局本庁舎等建替準備室」となる。

本書に掲載した地図は、「1/5,000 地形図」（平成 27 年 3 月、川崎市）、「1/10,000 地形図」（平成 26 年 3 月、川崎市）を使用したものです。

再生紙を使用しています。